

## 裁判官インタビュー



写真撮影のため、一時的にマスクを外しています。

東京地方裁判所刑事部

長池 健司 裁判官

出身：宮崎県

経歴：平成16年、東京地裁判事補任官。

その後、岐阜地家裁、福島地家裁いわき支部等で勤務。

趣味：鉄道（主に乗るのが好きですが、コロナ禍のため差し控えています。）

### 裁判官の仕事

——裁判官になろうと思ったきっかけを教えてください。

もともと社会科学系の科目が好きなお子供ではありましたが、学年が進んで社会問題を取り扱った勉強をするうちに、世の中の問題を解決するツールとしての法律に興味を持つようになり、法曹を志しました。

裁判所職員であった祖父と司法研修所の担当教官（裁判官）が、裁判官の魅力として、法と良心のみに従い自分で考えて結論を決めることができるという点を一致して挙げており、そのようないわば思考の自由に惹かれて、裁判官を選びました。

——現在の仕事はどのようなものですか。

刑事裁判の第一審で、裁判員裁判や合議事件（裁判官3名で審理する事件）と、単独事件（裁判官1名で審理する事件）を担当しています。

裁判官というと、法廷で黙って座っているイメージが強いと思いますし、実際、法廷では検察官や弁護人の主張立証が中心で、裁判官はそれを見聞きして判断する立場ですので、自ら口を開く回数は多くありません。

しかし、裁判員裁判の評議を始め、裁判官ど

うしの合議や研究会など、裁判官が口頭で議論する機会はかなり多く、活発な意見交換をしています。



▲ 法廷内の様子

——仕事をしている中で、心掛けていることはありますか。

事実関係の争いを判断する場合には、アナザーストーリー（反対仮説）が成り立つかどうかということを強く意識しています。

刑事裁判では、無実の人を誤って処罰することのないよう、被告人に不利益な事実を認定するにあたってのハードルが通常よりも高く設定されています。「合理的な疑いを超える証明」という言葉はこのハードルの高さを表したもので、いくら疑わしくとも、証拠と常識に照らして無罪の具体的な可能性が排除できないときは、無罪となります。このハードルを越えてい

るかどうかを判断するには、証拠上成り立つアナザーストーリーがあるかどうかと考えることが有用なので、そのような意識で証拠を検討するようにしています。

——東京地裁の裁判官ならではのご苦労はありますか。

首都の裁判所だけあって、規模の大きい事件、内容が複雑な事件、社会の注目を集める事件が係属する機会が多いので、裁判を行うに当たり、事件関係者に対する影響だけでなく社会への影響も意識して、より慎重に判断する必要があることが多いと思います。

また、裁判を行う部だけでなく、裁判を支える事務局部門の規模も大きいので、大きな裁判の期日を開くときなど、多くの部門と事前に調整して準備する必要があります。とはいえ、手厚い態勢で裁判を行うことができるのは、大規模庁の強みだと思います。

——仕事をする上で、裁判官以外の職員とは、どのように関わっていますか。

今の職場には、裁判官以外に裁判所書記官と裁判所事務官が所属しています。

裁判官は裁判の進行や内容的な判断を行いますが、裁判所書記官は、法廷に立ち会い、裁判の手续や証言を記録する調書を作成したり、裁判手続が円滑に進行するように事前の準備をしたりしています。また、裁判所事務官は裁判所書記官の補助をしています。

裁判官と裁判所書記官は、一般的な上司・部下の関係とは異なり、法令で分担が決められていますので、裁判を進めていく上では、お互いの仕事の内容や意図を理解し合い、協力することが不可欠です。

実際、裁判所事務官も含め、裁判官室と書記官室の間を頻繁に行き来し、考えていることや疑問点を口に出して話し合いながら仕事をしています。



▲ 裁判所書記官との打合せの様子

### 裁判員裁判について

——裁判員裁判で特に意識していることはありますか。

裁判員の皆様の意見を引き出し、議論に乗せ、結論へとつなげていくことを意識しています。

初めて裁判に参加される方がほとんどですし、メンバーどうしも初対面ということで、最初は口が重い方もいらっしゃるのですが、感想の交換なども交えてリラックスした雰囲気での議論を進めるようにしています。

また、分からない、腑に落ちないとお感じの点も含め、遠慮なく口に出していただけるよう心掛けています。

裁判官の間では、昔から「合議は乗り降り自由」、つまり、自分が一度口にした意見よりも他の意見の方がよいと思ったら、自由に意見を変えてよいと言われてきました。裁判員裁判の評議も全く同じです。

——裁判員の方々と接して、何か感じたことはありますか。

証拠の見方に多様さ、新鮮さを感じます。裁判官は、検察官や弁護人が示した立証趣旨（その証拠でどんな事実を証明しようとしているか）が頭にあり、その事実が認められるかという点に意識を集中することが多いのですが、裁判員の方々は、同じ証拠を時に違った切り口からご覧になっていることがあり、こちらが新たな見方に気付かされることがあります。

また、被告人の内心にかかわる事柄（故意や

共謀など)を議論する際にしばしば感じられることですが、一般的な経験則に頼るよりも、例えば、「自分が被告人と同じことを聞いていたとすればどう思うか」といったように、ご自身に引き付けてより具体的にお考えになる傾向があるように思います。様々なバックグラウンドをお持ちの方からそのような具体的なお考えを出していただくことで、議論がより深まるようになりました。

——裁判員の方々と接して、考え方等で変わったことはありますか。

事柄の本質がどこにあるか、それを端的に分かりやすく表す言葉は何かということ強く意識するようになりました。

というのは、法律を勉強していると、基本的な概念ほど抽象度が高くて理解するのが難しく、詳しい解説や多くの判例を読む中で次第にイメージがつかめていくことがしばしばありますが、そのような概念を取り上げる裁判員裁判で裁判員の方々と理解を共有して議論するには、本質を短くわかりやすい言葉でご説明する必要がありますからです。

もう一つは、判断の幅が広がったということです。判例や学説を調べて裁判の参考にすることは理論の整合性や裁判結果の公平性を保つために大切なことですが、行き過ぎてピンポイントの「正解」を探す姿勢になってしまうと、その事件の証拠を見聞きした裁判員の方々の視点や感覚が反映されにくくなってしまいます。両方をバランスよく意識して議論するよう心掛けた結果、結論として納得できる幅がやや広がったように思います。

### 「法の日」週間に寄せて

——法・司法制度の役割や重要性をどのようなときに特に感じますか。

罪とその罰を法によって事前に明確に定めておくことで、不当な行為によって一人ひとりの権利や安全が脅かされることも、権力者によっ

て刑罰が濫用されることもない、自由で安全安心な社会が実現できるという点が、法の役割だと思います。

その法を運用していく上では、犯罪はきちんと取り締まらなければならないが、無実の者を誤って処罰することがあってはならないという、一見矛盾するかのような2つの要請を両立させる必要があります。

そのためには、適正な手続によって事実関係を明らかにし、犯罪があったと判断されれば適正な処罰をするシステム、すなわち刑事司法制度が不可欠です。刑事裁判を日々担当する上では、このような法・司法制度の役割に対する意識は適切な判断をするために不可欠ですので、いつも頭の真ん中に置いています。

### 最後に

——この記事を見てくださっている皆様へメッセージをお願いします。

裁判官は、裁判員の皆様の視点や感覚を裁判に活かしたいと思っていますし、ご疑問の点はきちんとご説明しますので、ぜひ裁判員裁判にご参加いただき、ご自身の視点からの意見を率直におっしゃっていただければと思います。

また、裁判の傍聴はどなたでも可能で、予約は不要です。ご興味をお持ちになったら、こちらもぜひ一度お越しください。

長池裁判官、ありがとうございました。

刑事事件の手続の概要や裁判員制度につきましては、裁判所や裁判員制度のウェブサイトにも記載されております。ぜひご覧ください。

【刑事事件】

[https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui\\_keizi/index.html](https://www.courts.go.jp/saiban/syurui/syurui_keizi/index.html)

【裁判員制度】

<https://www.saibanin.courts.go.jp/index.html>